

ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装
業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月
姫 路 市

1 募集の概要

- (1) 業務名 ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和9年8月6日（金）まで
- (3) 履行場所 姫路市三左衛門堀西の町3番地
姫路市防災センター1階ひめじ防災プラザの一部

(4) 業務の目的及び概要

ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装を実施し、防災体験学習を通じて、市民の防災意識の高揚並びに防災に関する知識及び防災技術の普及啓発を図るための体験・展示施設の企画、設計、制作及び施工業務一式を行うもの。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「展示物制作・修復」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６条第１項または民事再生法第６条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

- (9) 平成２８年４月１日以後に完了した、国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した展示面積１５０㎡以上の防災に関する普及啓発を目的とした施設における展示造作、映像コンテンツ・システム、電気設備及びサイン・グラフィックを含む展示設計施工業務または展示制作業務の履行実績を元請として有すること。

なお、展示設計施工業務または展示制作業務の実績とは、展示造作、映像コンテンツ・システム（映像ソフト・ハード装置）、電気設備及びサイン・グラフィックを対象として設計・制作した業務とする。単にパネル制作、映像制作または展示ケース制作のみの業務や機材の納品は、実績としてみなさない。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市消防局総務課 防災プラザ担当（以下「消防局総務課」という。）

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話 (079) 223-9510

FAX (079) 223-9542

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）6月1日（月）から 令和8年（2026年）7月31日（金）まで 姫路市（以下「本市」という。）の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
-----------	--

閲覧の場所	消防局総務課 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033324.html)
-------	---

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年6月1日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年6月15日(月)午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和8年6月19日(金)までに通知
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年6月26日(金)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年7月3日(金)午前10時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年7月10日(金)午後4時
7	提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング	令和8年7月15日(水) または同月16日(木)
8	契約候補者の特定	令和8年7月21日(火)
9	契約候補者の通知	令和8年7月23日(木) 予定
10	契約相手方の決定	令和8年7月28日(火) 予定
11	契約締結予定	令和8年7月31日(金) 予定
12	審査結果の公表	令和8年8月1日(土) 予定

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 業務実績調書(様式2)及び履行実績(2参加資格(9))を証するもの
- (ウ) 市税の納税証明書(滞納無証明書)(公告日以後に発行されたものの原本または

写し、市税の納税義務がある場合に限る。)

(エ) 国税の納税証明書（法人の場合、税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本または写し）

(オ) 関連企業申告書（様式3）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）6月1日（月）から 令和8年（2026年）6月15日（月）まで 本市の休日を除く。
配布場所	消防局総務課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033324.html ）

エ 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録の確認ができる方法によること。

なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

消防局総務課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和8年6月8日（月）午前9時から同月15日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年6月19日（金）までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。

なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月23日（火）正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により消防局総務課

に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 現場見学会

現場見学会を次のとおり実施する。

(1) 受付期間

令和8年6月19日（金）午前9時から同月23日（火）正午まで

(2) 現場見学会の参加資格及び参加人数

参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）とし、1参加者につき5名までとする。

(3) 受付方法

上記受付期間内に電子メールにより、現場見学会希望の意思表示をする。

提出先（送信先アドレス）：syob-somu@city.himeji.lg.jp

(4) 現場見学会の内容

ア 実施日時

詳細な日時については、消防局総務課及び参加者双方で調整し決定する。

なお、1参加者につき現場見学会は1時間以内を想定している。

イ 場所

姫路市三左衛門堀西の町3番地 姫路市防災センター1階 ひめじ防災プラザ

ウ 留意事項

現場見学会において、質問は受け付けない。

当日は企業名等の参加者が特定できるような服装及び行爲がないように留意すること。

現地での写真または動画撮影等にあつては、撮影前に本市の許可を得てから行うこと。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格が確認された者に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式4）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号または名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

syob-somu@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年6月26日（金）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年7月3日（金）午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項または修正事項として取扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6、6-7、6-8、6-9及び任意様式（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。

なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

消防局総務課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年7月6日（月）午前9時から同月10日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。

ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案者による提案内容の説明及び提案内容に係る疑義について確認するための聞き取り（以下「プレゼンテーション及びヒアリング」という。）を、令和8年7月15日（水）または同月16日（木）に実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案資料受付期間終了後、別途通知する。

(2) プレゼンテーションは10分以内、ヒアリングは20分以内とし、録音・録画を禁止する。

(3) プレゼンテーションは、提案内容に関する説明により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(4) ヒアリングは、質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(5) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託公募型プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ ひめじ防災プラザ部分リニューアル改装業務委託公募型プロポーザル審査委員会において、提案資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
(1) 業務 遂行 能力	①業務実施体制	▶本業務の遂行に十分な人員体制が確保されているか。	5点	20点
	②業務計画	▶本市との協議及び調整を行う期間も踏まえた円滑なスケジュールが示されているか。	5点	
	③企業の業務実績	▶平成28年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した展示面積150㎡以上の防災に関する普及啓発を目的とした施設における展示造作、映像コンテンツ・システム、電気設備及びサイン・グラフィックを含む展示設計施工業務または展示制作業務の履行実績を元請として有しているか。 【評価方法】 業務実績調書（様式2）の業務実績を除く、上記評価基準に該当する業務で、最大5件までを評価する。	10点	
(2) 提案 内容	①災害体感ゾーンに関する提案 ア 映像コンテンツの作成	【共通事項】 ▶上映目的や当施設の設置目的に沿った内容で、防災体験ゾーンに繋がる映像コンテンツとなっているか。 ▶要求水準以上の多言語対応となっているか。 ▶容易に切替え可能な外国語音声の追加はあるか。	30点	

		<p>【大人用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶最新の防災に関する知見と最新の映像技術を取り込んだものであるとともに、本市で起こりうる災害をイメージできるか。 ▶小学生高学年から成人までが鑑賞でき、防災学習意欲向上につながるか。 <p>【子ども用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶身近で起こりうる災害をイメージできるか。 ▶小学生低学年から未就学児童までが楽しく鑑賞でき、防災学習意欲向上につながるか。 		
	イ プロジェクターの更新	<ul style="list-style-type: none"> ▶解像度の高さ（要求水準：4K解像度対応）。 ▶既存映像コンテンツと新規映像コンテンツのどちらにも容易に切り替え等放映対応ができるか。 ▶日常のメンテナンスが容易かつ、故障対応などが迅速にできるか。 	5点	80点
	ウ 防音壁を含めた観覧席のユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> ▶観覧席はユニバーサルデザインを考慮したもので、大人から子どもまで、同時に30人程度が鑑賞できる構造で適切な空間を確保できているか。 ▶視聴時の快適性は高いか。 ▶車いす利用者も鑑賞しやすい配席か。 ▶防音壁及び音響について、シアター内外での騒音対策、反射音対策はできているか。 ▶壁面構造の安全性は確保されているか。 	15点	
	エ 映像システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶映像の大画面表示、視認性の高い映像を表示できる大型スクリーンを活用した映像システムが構築されているか。 ▶映像コンテンツの選択・開始・停止が簡単に操作できるシステムとし、スイッチ類は操作簡便なものを操作が容易な位置に設置されているか。 ▶映像システム機器（ハード部分）について、新規制作の2D映像とあわせ、現行の3D映像を引き続き同シアター内で上映できるようなシステムが構築されているか。 ▶DVD、Blu-ray、ネット動画等複数の映像媒体が見れるか。 	10点	
	オ 講演用システ	<ul style="list-style-type: none"> ▶プロジェクター、スクリーン、音響装置、観客席等を利用して、スタッフが来館者に向けてプ 	5点	

		ムの構築	<p>レゼンテーションできる一体感のあるシステムとなっているか。</p> <p>▶講演台やマイク設備等は、少人数で容易に操作できるか。</p>	
	②防災情報ゾーンに関する提案	防災シミュレーションコーナー（仮称）	<p>▶VRまたはAR機器を導入し、実際の火災・地震等の状況を想定した映像を通じ、来館者に対し防火防災に関する知識や適切な避難行動等をより効果的に体験・訓練することができるか。</p> <p>▶体験機器の取付け設定等、体験準備は容易か。</p> <p>▶コンテンツの開始・終了・切替等は容易か。</p> <p>▶複数のコンテンツをインストールしている機器を提案できているか。</p> <p>▶VR・AR機器の導入及び運用に際し、必要な基盤整備を含め、将来的な活用に資する提案であるか。</p> <p>▶体験中の安全性は確保されているか。</p> <p>▶複数の来館者が、少人数のスタッフで効率的に体験できるように、体験時間や担当者の必要数などの提案ができているか。</p> <p>▶解説グラフィック作成にあたり、市民に分かりやすく伝えられるような内容を提案できるか。</p> <p>▶本市の防災の取組について理解があり、解説グラフィックに反映できるか。</p>	15点

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。〈(1)業務遂行能力③は除く〉

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。

ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格または本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10点 \times \left(\frac{\text{全提案中最低の提案金額}}{\text{当該提案者の提案金額}} \right)$$

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の平均点（100点満点）と事業費（受託希望金額）に関する評価点（10点満点）の合計により算出する（満点110点）。

なお、総合評価点算出後に第2号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が提案資料の各様式に指定された枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年7月21日（火）に行う。特定された契約候補者へは、口頭または電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年7月28日（火）午後4時までに、本件業務の見積書を消防局総務課に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年8月1日（土）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により消防局総務課に持参または郵送（書留郵便等、配達記録が確認できものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第256号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者または0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。

ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部または一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがあ

る。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱で定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。

なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を消防局総務課まで提出すること。

なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>))